

自動車保管場所使用誓約書

令和 年 月 日

徳島市長 様

徳島市営
入居者氏名
(世帯主) 住宅 棟第 号

自動車
所有者氏名

このたび、市営住宅団地内に自動車を保管するに際し、つぎの事項に違反しないことを誓約いたします。

記

- 1 自動車を保管するための工作物(車庫)は設置しません。
- 2 既設工作物の移動及び模様替等はしません。
- 3 住宅管理に支障となる行為や入居者の迷惑となるような行為はしません。
- 4 住宅、集会所、道路、遊園地等の公共施設を損傷したときは補償します。
- 5 生け垣等を植え替えしたときは、退去時にもとどおります。
- 6 使用承諾を受けようとする車は、普通乗用車(バン含む)に間違いありません。又使用承諾を受けた車以外は使用しません。(但し改良住宅は除く)
- 7 住宅の建替、道路の新設、拡張等市において必要があるとき、または、住宅の明渡しに際して保管場所も返還し、自動車も他の場所に移します。